

## 通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に基づく通訳案内士試験の受験手数料は、同法施行規則（昭和24年運輸省令第27号。以下「規則」という。）において定められているところである。

昨今、通訳案内士試験の受験手数料に係る経費が増加しているため、通訳案内士試験の実施において収支不足を生じている。今般、これを解消し、試験事務の持続的な遂行を担保するため、規則に定める受験手数料について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）受験手数料の額の改正（本則関係）

規則第6条において「通訳案内士法第10条第1項の国土交通省令で定める額は、八千百円とする」と定めているところ、当該額を「八千七百円」と改める。

#### （2）施行期日（附則関係）

平成20年度に実施する通訳案内士試験に適用する必要性にかんがみ、公布の日から施行することとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成20年	4月下旬
施	行	平成20年	4月下旬